

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算を適用しない正当な理由の範囲について

荒尾市長が定める居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算を適用しない正当な理由の範囲は以下のとおりとする。

- 1 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域において、特定事業所集中減算の対象サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満である場合
- 2 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- 3 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- 4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合
・紹介率最高法人の利用者のうち90%以上の利用者から「居宅サービス事業所等の利用に関する理由書」の提出を受け、提出された理由書のうち利用者の希望により適正に選択されたと判断できる割合が90%以上の場合とする。
- 5 その他正当な理由と荒尾市長が認めた場合
 - ① 居宅サービス事業所等が特別地域加算を受けている場合
 - ② 居宅サービス事業所等が社会福祉法第78条の規定に基づく福祉サービス第三者評価を受け、特定事業所集中減算の判定期間にその結果が独立行政法人福祉医療機構のWAM-NET（ワムネット）に公表されており、その評価項目のうちa評価が50%以上（小数点第2位以下四捨五入）である事業所の場合